



## 日本支店登記のフロー（デラウェア法人の場合）

海外法人を設立し、日本で恒久的経済活動を行う場合、日本に支店を登記することにより法人格を取得できます。日本の銀行で法人口座の開設も可能です。当社において支店登記をするためには下記の必要事項等を決定して頂きます。

- (1) 商号  
カタカナ読みしたときの会社名です。
- (2) 営業所設置住所  
どこを事業活動の拠点にされるかにより決まります。営業所の住所変更は、アメリカ及び日本での登記手続きが必要になりますので、できる限り移動の少ない住所にしておかれるほうがコスト面及び時間面でよろしいでしょう。
- (3) 代表者氏名  
日本での代表者が必ず1人必要です。日本で印鑑証明書が発行できる方に限ります。
- (4) 代表者住所  
(3) の方の住民票登録住所です。
- (5) 事業目的  
登記所で受付可能なものでなければならず、かつ具体的に事業の内容が分かるものでなければなりません。事前に登記所と打ち合わせの上で決定しますので、とりあえず当面やりたいと思う事業を5つほど、登記するのが普通です。今やれる事と近い将来やりたい事を具体的に書いてください。登記できるかどうかは、当社の司法書士が直接お客様とメールでやりとりしてアドバイスさせて頂きます。尚、一度決まった事業目的を再度修正あるいは追加することは別途費用が発生しますので、十分お考えになられた上で決定して下さい。
- (6) 発行する株式数  
3000株が授權株式として発行できますが、設立時に発行する株式数を決める必要があります。一般的には、設立時に要すると考える初期投資の額、たとえば100万円ならば1万ドルとしておいて、1株\$100で100株発行することになります。残り2900株はもし増資をした場合に額面を自分で決めて増資することが可能です。設立費用50万円（5000ドル）は資本金を構成しますので、これプラス準備できる現金を設立時の資本金とするのがいいでしょう。
- (7) 設立時の資本金の額  
(6) が決まれば自動的に決まります。
- (8) 営業所を設置する日  
日本における税務上の取扱いの関係で、営業所を設置した日が日本で事業活動を開始した日とみなされます。当然アメリカでの設立日以降でなければならず、任意の日を選択できます。大安の日を選ぶ方も多いです。アメリカからの認証書類が返却されてきてから、具体的に考えても遅くはないです。
- (9) 印鑑証明書1通  
代表者になられる方の印鑑証明書が必要です。
- (10) 会社登記印鑑  
日本での類似商号のチェックが“終わり次第”、作成を開始してください。支店登記の申請書や委任状などに捺印して頂く他、日本における契約書に押印する際に必要となる会社の実印となります。丸い印鑑で、会社の名称を外の円に英語あるいはカタカナで、内側の円に「会社代表者の印」と書いて作るのが一般的です。

・ 左記必要事項を決定。\*

・ 日本での類似商号調査。

・ 業務方法書(英文)を作成。

・ 業務方法書にサイン。\*  
印鑑届出と委任状に捺印。

・ 米国に認証手続きを依頼

・ 日本での支店登記手続き

・ 支店登記完了。  
登記簿謄本を1通お渡し。

\*はお客様の作業です。

\* 日本支店登記の全ての手続きには約2ヶ月必要です（事業目的の検討及び類似商号の調査に約1週間から10日、アメリカの認証手続きに約3週間から1ヶ月、日本での支店登記手続きに約10日から2週間）。